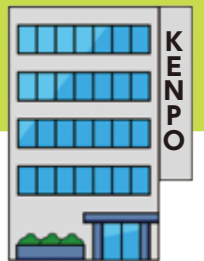


知って納得! 健康保険



健康保険って なんだろう??

健康保険は、病気やけがで受診したときや
休業、出産、死亡などに備える
医療保険制度です。
健康づくりをサポートする
健康保険の仕組みについて
知っておきましょう。

公的な医療保険である 健康保険への加入が必要

健康保険は、病気やけがで医療が必要
なときやそれらの理由による休業のと
き、さらに出産、死亡などの場合に備え
るための公的な医療保険制度です。

民間企業に正社員として入社した人
は、健康保険や厚生年金保険などの社会
保険に加入します。パートやアルバイト
等の短時間労働者は、「週20時間以上
勤務」「月額賃金8・8万円以上（年収
106万円以上）」「勤務期間が1年以上
見込まれる」のすべてを満たす場合に加
入します。健康保険に加入すると、「健
康保険被保険者証（保険証）」が交付さ
れます。保険証は身分証明書としても利
用できるため、紛失や破損などがないよ
う、大切に扱きましょう。

医療機関等の受診時に保険証を提示す
ると、原則、医療費の3割負担で診療・
治療が受けられます（小学生〜7歳未満
の場合。小学校就学前・70〜74歳は2割
負担。70歳以上で、現役並みの収入があ
る人は3割）。

自己負担以外の医療費は保険者（健康
保険組合協会けんぽ等）が負担します。
これは、企業や被保険者が毎月納める保
険料が財源となっていますので、適正な
受診を心掛け、保険料を無駄遣いしない
ように注意してください。

健康保険の役割は 保険給付と保健事業の実施

健康保険には、企業または業界単位で
独自に設立・運営する「健康保険組合（組
合健保）」と、全国健康保険協会が運営
する「協会けんぽ」があります（このほ
かに、公務員などが加入する共済組合や
船員保険などがあります）。
健康保険の役割は、大きく分けて次の
2つです。

保険給付

被保険者やその家族が病気やけがに
よって医療機関を受診した際の医療費の
7〜8割を負担します。また、傷病によ
る休業、出産、死亡などに対して手当金
等を支給します。

保健事業（健康づくりサポート）

被保険者やその家族に対し、疾病予防
や健康増進などの保健事業を行い、健康
づくりをサポートします。健康診断や生
活習慣病予防、禁煙やメンタルヘルスサ
ポートなどがこれに当たります。

病気になってから悔やまないため
も、規則正しい生活や運動習慣を身に付
け、予防や健診を怠らずに、健康づくり
を行っていきましょう。

*従業員数が501人以上の企業が対象（労働組合がある場
合は500人以下の企業も可能。学生は適用除外）。

